

会 議 録

会議の名称	令和2年度第21回西東京市選挙管理委員会
開催日時	令和3年3月30日（火）午前10時00分から午前10時35分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎2階 203会議室
出席者	鈴木久幸委員長・佐々木順一委員長職務代理者・中江滋秀委員・二木孝之委員 坂本眞実事務局参与兼事務局長・岡野昌司係長
議 題	議案第59号 令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて そ の 他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第21回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。 本日予定の議案は1件でございます。 始めに、議案第59号『令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』を議題といたしますが、こちらの議案に関しまして利害関係がある場合はその議事に参与できないことから、職務代理者の佐々木委員に会議の進行を任せたいと思います。 佐々木職務代理者、よろしくお願いいたします。 （委員長退席）</p> <p>○ 委員長職務代理者 ご指名がありましたので、職務代理者の私が会議の進行を務めさせていただきます。 それでは、議案第59号『令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』を議題といたします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入ります。1ページをお開きください。 議案第59号『令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』</p>	

御説明いたします。

まず、手続の報告をいたします。

前回の委員会でご決定いただきましたとおり、3月26日金曜日午前9時から口頭意見陳述聴取を行いました。同日、『口頭意見陳述聴取結果記録書』を作成し、委員の皆様へ送付させていただきました。

なお、参加人の口頭意見陳述への出席、意見書の提出はございませんでした。

次に、証拠書類、証拠物の提出についてです。証拠書類等の提出がありましたので、こちらでも写しを委員の皆様へ送付させていただきました。

続きまして、物件の提出依頼についてですが、確認団体より提出期限までに回答がありませんでした。こちらでも、委員の皆様には報告させていただいております。

以上の手続をふまえて、『令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立て』に対する決定を別紙1のとおり行おうとするものでございます。

決定書案につきましては、事前に、委員の皆様と協議を行って、別紙1のとおり作成しております。

別紙1と、異議申出資料を一緒にご覧ください。

決定書案について、主文、本件異議の申出を棄却する。

次に、異議申出の要旨を読み上げます。

第1 異議申出の趣旨 申出人らの異議申出の趣旨は、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

第2 異議申出の理由 異議申出の理由を要約すれば、以下のとおりである。

1 本件選挙において、池沢たかし候補（以下「池沢候補」という。）が当選を果たしたが、池沢候補の確認団体である「明日の西東京を創る会」（以下「本件団体」という。）が、選挙期間中に配布した法定ビラ2号（以下「本件ビラ」という。）には次の点で違法が認められる。

① 本件ビラは、本件選挙で次点となった平井竜一候補（以下「平井候補」という。）を、公然と侮辱するものである。

② 本件ビラは、当選を得させない目的をもって公職の候補者に関し事実をゆがめて公にするものである。

③ 本件ビラは、公然と事実を摘示し名誉を棄損するものであり、この行為は公選による公務員の候補者に関する事実であるが真実とは証明できないものであることから、その違法が阻却されない。

2 本件ビラは、選挙期間終盤に組織的に、新聞折り込み等も使い、選挙区域である西東京市内のほぼ全戸に配布されたものと考えられ、その影響は計り知れず、地方公共団体の長を公選する選挙に際し、公明且つ適正に行われることを妨害し、民主政治の健全な発達を阻むものであり、法1条の精神に真っ向から反するものである。

次に、決定の理由を読み上げます。

第1 当委員会は、令和3年2月22日に、この異議申出につきその要件を審理し、その結果、適法なものとして認められたのでこれを受理し慎重に審理した結果、以下のとおり判断した。

第2 申出人らは、本件選挙を無効とする決定を求めているところ、法第205条第1項は、「選挙の規定に違反することがあるとき」で、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限り、選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならないとしている。

1 同項の「選挙の規定に違反する」とは、主に「選挙管理の任にある機関」が「選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること」または明文の規定に反しないとしても、「選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害され

ること」を指すとされている。

そして、「選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反」については、原則として、同項の「選挙の規定に違反することがあるとき」には該当しないと解され、ただ、例外的に、そのような違反行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合」には、選挙の自由公正が失われたものとして、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされている。

2 また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいう」とされている。

第3 本件選挙について、以上の要件の有無を検討する。

1 「選挙の規定に違反すること」について

① 「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること」または「選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」の有無について

確認団体のピラについては、特定候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項の記載の禁止及びピラの表面に確認団体の名称、選挙の種類及び公職選挙法の規定によるピラである旨を記載しなければならないことといった形式的な事項については規制されているものの、これら以外のピラの記載内容は規制の対象とされておらず、選挙管理委員会がピラの内容を審査し、その取消し又は修正を命じることを認めた規定もない。

従って、申出人らは本件ピラの内容を問題視し、これにより本件選挙の公正が害されたと主張するが、当委員会が本件団体による本件ピラの届出に際し、その記載内容について修正等を求めなかったことは、本件ピラが法の定めるピラの形式的要件を満たしている以上、適法であり、この他に当委員会の選挙の管理執行について、明文の規定に違反した事実または選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則を著しく阻害した事実は認められない。

② 違反行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたこと」の有無について

前述のとおり、選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、直ちに法第 205 条第 1 項の「選挙の規定に違反することがあるとき」には該当しない。

この点、申出人らは、本件ピラは選挙期間終盤に組織的に、新聞折り込み等も使い選挙区域である西東京市内のほぼ全戸に配布されたものと考えられ、その影響は計り知れないと主張する。

しかしながら、申出人らの提出した証拠によれば、令和 3 年 2 月 1 日時点の西東京市の世帯数である 100,213 世帯に対し、西東京市内の新聞販売店において新聞に折り込まれた本件ピラの枚数は合計で 28,900 枚であるとのことであり、このほかに本件ピラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき根拠となる事実は認められない。

また、選挙人は、自らの投票行動を決定するに当たっては、報道や各種の選挙運動などを通じて候補者の政見や主張などの情報を取得し、それをその自由な意思に基づき取捨選択しながら行うことが通常であって、本件ピラのみによって投票行動を決定するとは必ずしも考えられない。

よって、本件選挙において、違反行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたとは認められず、他にこのような事態が生じたことを認定するに足りる事実は認められない。

2 「選挙の結果に異動を及ぼす虞」について

上記のとおり、本件選挙について「選挙の規定に違反することがあるとき」とは認められないことから、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」の有無を判断するまでもなく、法第 205 条第 1 項の要件を満たさないことは明らかである。

第4 以上のとおり、申出人らの主張は理由がないことから、法第 216 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

理由は、以上でございます。

なお、法第 206 条第 2 項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。

以上、議案第 59 号『令和 3 年 2 月 7 日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』の説明とさせていただきます。

○ 委員長職務代理者

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見等ございますか。

○ 委員

ビラは許可制ですか。

選挙管理委員会としては、ビラの内容についての審査はできないですね。

私は選挙中、今回のビラを見ていないので、ほぼ全戸に配布されたとは思えないですね。

○ 事務局

確認団体のビラについては、許可制ではなく、届出制になります。選挙管理委員会としましては特定候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項の記載がないことと、ビラの表面に確認団体の名称、選挙の種類及び公職選挙法の規定によるビラである旨が記載されていれば受理することとなります。選挙管理委員会がビラの内容を審査し、その取消し又は修正を命じることはいたしません。

○ 委員

氏名や氏名類推事項はいろいろな形があって判断がむずかしいですね。

ビラについては、わかりました。

○ 委員長職務代理者

その他にございますか。

特にないようですので、議案第 59 号『令和 3 年 2 月 7 日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』は、この案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○ 各委員

異議なし。

○ 委員長職務代理者

ご異議ないようですので、議案第 59 号『令和 3 年 2 月 7 日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて』は、原案のとおり決定いたします。

なお、決定書の誤字、その他の修正につきましては、委員長職務代理者に一任していただき

たく、よろしくお願いいたします。

ここで、会議の進行を委員長と交代します。

(委員長復席)

○ 委員長

佐々木職務代理者、進行ありがとうございました。ここからは、私が会議の進行を務めさせていただきます。

以上で、本日本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

ほかに、事務局から連絡事項等がありますか。

○ 事務局

今後の日程ですが、お配りしました『今後の主な日程』のとおり、4月開催予定の会議がすべて中止になりましたのでご報告いたします。

次回の開催はいかがでしょうか。4月19日の週で委員の皆様がご都合の良い日で開催をお願いしたいと思います。

○ 各委員

4月21日が良い。

○ 事務局

では、次回は、4月21日 午前10時からといたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の令和2年度第21回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前10時35分 終了

以上

令和2年度第21回西東京市選挙管理委員会

日 時 令和3年3月30日(火)
午前10時00分から
会 場 西東京市役所田無庁舎
203会議室

議案第59号 令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立て
について

そ の 他

議案第59号

令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立てについて

上記の議案を提出する。

令和3年3月30日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木久幸

決 定 書 (案)

異議申出人	有馬 信行	伊藤 文子	伊藤 康子	井上 英紀
	鍵山 勝也	鍵山 瑤子	鍵山 直人	鍵山 裕子
	鍵山 優子	粕谷 力	神原 直子	川島 裕子
	木村 聡志	木村 孝	齊藤 光信	下田 啓介
	下田 隆子	菅原 久美子	鈴木 治夫	武田 一夫
	竹村 昇	田中 謙	高橋 洋輔	田卷 則之
	田村 尊宣	中川 航一	長友 祥治	並木 和子
	新田 伴一	新田 宜子	野条 忠克	野条 文子
	萩原 靖	藤井 香織	藤井 一男	藤川 利子
	藤原 圭子	星出 卓也	増田 惠津子	増田 弘邦
	松本 喜代恵	松本 清美	松本 誠司	松本 智子
	松本 奈実子	松本 久	松本 雅之	松本 優子
	松本 良二	三浦 謙朗	水野 幸子	村瀬 敬子
	森 輝雄	森田 一浩	森田 優里	山口 あずさ
	山田 眞	渡邊 昇		

上記異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から令和3年2月22日に提起された、令和3年2月7日執行の西東京市長選挙（以下「本件選挙」という。）における効力に関する異議の申し立て（以下「本件異議の申出」という。）について、西東京市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の要旨

第1 異議申出の趣旨

申出人らの異議申出の趣旨は、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

第2 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、以下のとおりである。

- 1 本件選挙において、池沢たかし候補（以下「池沢候補」という。）が当選を果たしたが、池沢候補の確認団体である「明日の西東京を創る会」（以下「本件団体」という。）が、選挙期間中に配布した法定ビラ2号（以下「本件ビラ」という。）には次の点で違法が認められる。
 - ① 本件ビラは、本件選挙で次点となった平井竜一候補（以下「平井候補」という。）を、公然と侮辱（刑法231条（明治40年4月24日法律第45号））するものである。
 - ② 本件ビラは、当選を得させない目的をもって公職の候補者に関し事実をゆがめて公にするもの（公職選挙法235条2項（昭和25年法律第100号。以下「法」という。））である。
 - ③ 本件ビラは、公然と事実を摘示し名誉を棄損（刑法第230条1項）するものであり、この行為は公選による公務員の候補者に関する事実であるが真実とは証明できないものであることから、その違法が阻却されない（刑法230条の2第3項）。
- 2 本件ビラは、選挙期間終盤に組織的に、新聞折り込み等も使い、選挙区域である西東京市内のほぼ全戸に配布されたものと考えられ、その影響は計り知れず、地方公共団体の長を公選する選挙に際し、公明且つ適正に行われることを妨害し、民主政治の健全な発達を阻むものであり、法1条の精神に真っ向から反するものである。

決定の理由

第1 当委員会は、令和3年2月22日に、この異議申出につきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し慎重に審理した結果、以下のとおり判断した。

第2 申出人らは、本件選挙を無効とする決定を求めているところ、法第205条第1項は、「選挙の規定に違反することがあるとき」で、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限り、選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならないとしている。

- 1 同項の「選挙の規定に違反する」とは、主に「選挙管理の任にある機関」が「選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること」または明文の規定に反しないとしても、「選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」を指すとされている。

そして、「選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反」については、原則として、同項の「選挙の規定に違反することがあるとき」には該当しないと解され、ただ、例外的に、そのような違反行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合」には、選挙の自由公正が失

われたものとして、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされている（以上について、最高裁昭和 27 年 12 月 4 日第一小法廷判決、同昭和 30 年 8 月 9 日第三小法廷判決、同昭和 43 年 7 月 5 日第二小法廷判決、同昭和 61 年 2 月 18 日第三小法廷判決参照。）。

- 2 また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいう」とされている（最高裁昭和 23 年 6 月 26 日第二小法廷判決参照。）。

第 3 本件選挙について、以上の要件の有無を検討する。

1 「選挙の規定に違反すること」について

- ① 「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること」または「選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」の有無について

確認団体のビラについては、特定候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項の記載の禁止（法 201 条の 9 第 2 項、201 条の 6 第 2 項）及びビラの表面に確認団体の名称、選挙の種類及び公職選挙法の規定によるビラである旨を記載しなければならないこと（同 201 条の 11 第 5 項）といった形式的な事項については規制されているものの、これら以外のビラの記載内容は規制の対象とされておらず、選挙管理委員会がビラの内容を審査し、その取消し又は修正を命じることを認めた規定もない。

従って、申出人らは本件ビラの内容を問題視し、これにより本件選挙の公正が害されたと主張するが、当委員会が本件団体による本件ビラの届出に際し、その記載内容について修正等を求めなかったことは、本件ビラが法の定めるビラの形式的要件を満たしている以上、適法であり、この他に当委員会の選挙の管理執行について、明文の規定に違反した事実または選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則を著しく阻害した事実は認められない。

- ② 違反行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたこと」の有無について

前述のとおり、選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、直ちに法第 205 条第 1 項の「選挙の規定に違反することがあるとき」には該当しない。

この点、申出人らは、本件ビラは選挙期間終盤に組織的に、新聞折り込み等も使い選挙区域である西東京市内のほぼ全戸に配布されたものと考えられ、その影響は計り知れないと主張する。

しかしながら、申出人らの提出した証拠によれば、令和 3 年 2 月 1 日時点の西東京市の世帯数である 100,213 世帯に対し、西東京市内の新聞販売店において新聞に折り込まれた本件ビラの枚数は合計で 28,900 枚であるとのことであり、このほかに本件ビラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき根拠となる事実は認められない。

また、選挙人は、自らの投票行動を決定するに当たっては、報道や各種の選挙運動などを通じて候補者の政見や主張などの情報を取得し、それをその自由な意思に基づき取舍選択しながら行うことが通常であって、本件ビラのみによって投票行動を決定するとは必ずしも考えられない。

よって、本件選挙において、違反行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたとは認められず、他にこのような事態が生じたことを認定するに足りる事実は認められない。

2 「選挙の結果に異動を及ぼす虞」について

上記のとおり、本件選挙について「選挙の規定に違反することがあるとき」とは認められないことから、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」の有無を判断するまでもなく、法第 205 条第 1 項の要件を満たさないことは明らかである。

第 4 以上のとおり、申出人らの主張は理由がないことから、法第 216 条第 1 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和 3 年 3 月 30 日

西東京市選挙管理委員会

法第 206 条第 2 項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。